

福岡県公報

平成18年 5 月 24 日
第 2 5 3 6 号

目 次

告 示 (第1024号—第1043号)

○介護保険法に基づく指定情報公表センターの指定	(介護保険課)	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(介護保険課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(介護保険課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(介護保険課)	3
○生活保護法に基づく施述者の指定	(介護保険課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(介護保険課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(介護保険課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)	4
○家畜伝染病の発生	(畜 産 課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○共同施行による土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	8

公 告

- 平成18年度福岡県製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) 8
- 平成18年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施 (緑化推進課)10

監 査 委 員

- 包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の
監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課)12

収 用 委 員 会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課)13

告 示

福岡県告示第1024号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の36第1項の規定に基づき、指定情報公表センターを指定したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の11において準用する同令第37条の4第1項の規定により次のように公示する。

平成18年 5 月 24 日

福岡県知事 麻 生 渡

指定情報公表センターの名称	指定情報公表センターの住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	福岡県春日市原町3丁目1番地7	福岡県春日市原町3丁目1番地7	18・4・1

福岡県告示第1025号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年 5 月 24 日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
------	-----	-------	-------

像生115	医療法人島村内科消化器科クリニック	宗像市日の里2丁目6-7	18・4・1
大野生110	市川クリニック	大野城市白木原1丁目1-55	18・4・1
大野生109	ふかうみ内科	大野城市下大利2丁目18-13	18・3・27
大野生111	いのうえこどもクリニック	大野城市山田2丁目2-25	18・5・19
筑紫生132	青柳外科医院	筑紫野市二日市南2丁目2-10	18・4・1
久生646	稲田内科クリニック	久留米市西町1434-1 西鉄花畑駅ビル2F	18・4・1
久生647	医療法人和寿会小森野内科クリニック	久留米市小森野4丁目8-10	18・4・1
山生160	せいてつ眼科医院	三潞郡大木町大字大角1852-1	18・4・1
柳生116	こにし眼科	柳川市三橋町藤吉513-1	18・4・12
大生419	社会保険大牟田吉野病院	大牟田市大字吉野字中尾1063	18・4・1
大生420	医療法人村尾産婦人科クリニック	大牟田市古町1-2	18・4・1
粕生歯20	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1	18・4・1
春生歯64	口腔保健センターちくし 休日急患歯科診療所	春日市春日原北町1丁目3-6	18・4・1
朝倉生歯27	あさくらデンタルケアクリニック	朝倉市屋永1767-1	18・3・20
朝倉生歯28	みなぎのもり歯科クリニック	朝倉市美奈宜の杜5丁目12-20 コミュニティーセンター内	18・5・1
久生歯290	山下良太歯科クリニック	久留米市諏訪野町1624-6	18・4・1
大生歯86	山本歯科クリニック	大牟田市通町2丁目7-16	18・5・1
田川生歯114	医療法人正和会ひまわり歯科	田川郡福智町赤池927-6	18・5・1
京生歯89	岡本歯科医院	京都郡みやこ町勝山上田663-1	18・4・1
豊生歯42	郡司掛歯科医院	豊前市大字八屋2534-16	18・4・12

像生薬46	有限会社宗像センター薬局	宗像市田熊5丁目5-1	18・4・1
久生薬202	さらさ薬局小森野店	久留米市小森野4丁目8	18・4・1
田生薬64	春日町薬局	田川市春日町2-29	18・4・14

福岡県告示第1026号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止又は廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
像生68	今村医院	宗像市土穴201弓削ビル2F	18・4・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生104	島村内科消化器科クリニック	宗像市日の里2丁目6-7	18・3・31
大野生98	いわお内科クリニック	大野城市白木原1丁目1-55	18・3・31
筑紫生22	青柳外科医院	筑紫野市大字二日市旭町1095	18・3・31
朝生87	宝珠山診療所	朝倉郡東峰村大字宝珠山166-1	18・3・31
久地生9	せいてつ眼科医院	三潞郡大木町大字大角1852-1	18・3・31
大生381	村尾産婦人科クリニック	大牟田市古町1-2	18・3・31
大野生29	山田医院	大野城市大字下大利252-2	18・3・26
粕生歯18	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1	18・3・31
直生歯28	高橋歯科医院	直方市大字上新入1980	18・4・1
中生歯2	森安歯科医院	中間市長津1丁目8-12	18・3・31

京生歯24	岡本歯科医院	京都郡みやこ町勝山上田663-1	18・3・31
豊生歯3	郡司掛歯科医院	豊前市大字八屋2534-16	18・4・11
宰生薬20	芝原調剤薬局	太宰府市通古賀6丁目7-1	18・2・28
宮生訪1	くらてふれあい訪問看護ステーション	宮若市下有木1517-1	18・3・31

福岡県告示第1027号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
久生531	一番街アイクリニック	ひまわりクリニック	久留米市東町38-22ニューフタマタ第5ビル2F	18・1・1
宮生薬15	ひばり薬局宮田店	アイン薬局宮田店	宮若市本城隠谷1755-4	18・4・1
行生訪8	矢津クリニック訪問看護ステーション	ひと息の村訪問看護ステーション	行橋市行事7丁目25-3	18・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生67	医療法人鴻佑井本内科小児科医院	大野城市白木原3丁目246-1	大野城市白木原3丁目8-16	18・4・1

久生531	ひまわりクリニック	久留米市東町39-8 草月園ELBUⅡビル1F	久留米市東町38-22ニューフタマタ第5ビル2F	18・1・1
像生歯36	出光歯科医院	宗像市土穴393番地	宗像市土穴1丁目2-12	18・2・27
像生歯39	医療法人社団瓜生歯科医院	宗像市土穴97-1	宗像市土穴3丁目2-37	18・2・27
行生訪8	ひと息の村訪問看護ステーション	行橋市行事7丁目19-6	行橋市行事7丁目25-3	18・5・1

福岡県告示第1028号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
飯生柔27	みのり鍼灸整骨院	飯塚市東徳前6-18	18・4・14
朝倉生柔10	彩門整骨院	朝倉市菩提寺583-4	18・4・1
山生柔35	鶴整骨院	山門郡瀬高町大字下庄2249-4	18・4・1

福岡県告示第1029号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
山生柔21	鶴整骨院	山門郡瀬高町大字下庄2249-4	18・3・31

福岡県告示第1030号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
大生柔14	松下整骨院	大牟田市駛馬町98	大牟田市駛馬町6	9・6・23

福岡県告示第1031号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
太宰府市大字太宰府字松川139の32、139の34、139の54
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松川139の32・139の34・139の54（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1032号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生の場所	発生年月日
ニューカッスル病	鶏	患畜	13羽	小郡市山隈969	18・5・3

福岡県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年5月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
--------	-----	---------

行 橋	椎 田 線 勝 山	京都郡みやこ町徳政331番1先から 同郡同町徳政329番1先まで
-----	--------------	-------------------------------------

福岡県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の土地改良事業の計画の変更の認可申請を平成18年5月15日付けで適当であると決定したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
嘉穂郡稲築町鴨生地区土地改良事業共同施行	土地改良事業変更計画書の写し ・規約の写し	平成18年5月24日から 平成18年6月21日まで	嘉麻市役所稲築総合支所

福岡県告示第1035号

特定非常利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非常利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月14日
- 2 申請に係る特定非常利活動法人
 - (1) 名称
特定非常利活動法人 絆

(2) 代表者の氏名

石橋 久美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大川市大字本木室1017番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、私たちの暮らす福岡県における県民の自然公園・里地等の保全・循環型社会形成推進・廃棄物処理等に関する環境保全・人権教育啓発の推進、虐待、人権差別、いじめの被害者の救済活動、誰もが暮らしやすくする豊かな社会の実現を目指し、より多くのものが様々な人にとってできる限り利用可能な町づくりを通じて、県民・企業や行政のパートナーシップの形成により、豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1036号

特定非常利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非常利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月31日
- 2 申請に係る特定非常利活動法人
 - (1) 名称
特定非常利活動法人 サポートネット
 - (2) 代表者の氏名
浦川 誠司
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区高宮二丁目18番7号エクセレント高宮C-102
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、住み慣れた地域の中で、性別に関わりなく個性と能力を発揮するこ

とができる社会を目指し就職活動に関する相談会及び教育支援、ソフトウェア技術者育成などを中心とした事業を行うと共に、コンピュータネットワーク情報の提供や芸術文化の推進など、地域に根ざしたサービスを行うことにより、健やかに暮らせる地域づくりの増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1037号

特定非常利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 クックルー・ステップ

(2) 代表者の氏名

古賀 裕子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区皿山一丁目13番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「障がい児とその保護者が心身ともに豊かな生活ができるように」という願いのもと、障がい児とその保護者そして支援者とが協力しあい、情報の発信や交換を行い、交流の場を設け子供たちが楽しめて、保護者も元気と勇気が得られ、そして支援する人たちも社会的成長が図られて、全ての人々がより充実した幸せな生涯を送れるような活動を行う。

また、障がい者の側から継続的に情報発信することで、また交流広場の運営やボランティア養成活動を積極的に展開することで、社会へ働きかけ、障がい者の問題を社会全体で共有し、それらの解決を支援者とともに進めていき、全ての子供たち

の潜在能力を十分に開花させるとともに健全に伸ばすことが可能な社会を生み出し、全ての人々の自立した暮らしを支えることができる地域社会を実現してゆくことを目的とする。

福岡県告示第1038号

特定非常利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人全国社会保障支援機構

(2) 代表者の氏名

佐伯 美保

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目2番35-305号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「人」が夢と希望を持ち、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者・児童・身障者福祉の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究及びまちづくりに関する提言及び情報提供に関する事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1039号

特定非常利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共生の郷

(2) 代表者の氏名

立石 寿満子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区南庄三丁目22番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く中高年齢者や一般市民が新しい科学と出会うことによって、保健又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、環境保全などの活動を通じて、人間の身体、自然、水、食べ物、空気等々あらゆる酸化を還元して蘇生させ、自らの身体や心を癒しながら、情報化社会へ対応できる職業能力を身に付け、お互いに助け合いながら共同生活をし、自立して生涯元気に働き続け、地域経済の発展に寄与できるように幫助することを目的としている。

福岡県告示第1040号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡どうぶつ会議所

(2) 代表者の氏名

島田 隆一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神三丁目11番1号天神武藤ビル1F

(4) 定款に記載された目的

（旧）本会議所は、人間社会の中で生きるどうぶつ達全てが安心して暮らせるようによりよい動物福祉の推進を目指すことを目的とし、福岡市及びその近郊の住民に対して啓発、啓蒙活動等を行い社会教育の推進などに寄与する事を目的とする。

（新）本会議所は、人間社会の中で生きるどうぶつ達全てが安心して暮らせるようによりよい動物福祉の推進を目指すことを目的とし、福岡市及びその近郊の住民に対して啓発活動等を行い社会教育の推進などに寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1041号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 さくらの会

(2) 代表者の氏名

江口 蘭子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区干隈四丁目19番20号

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、要支援者、要介護者などに対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業（訪問介護、福祉用具貸与など）、福祉用具の販売事業、在宅福祉サービス事業などを行い、又子どもを持つ保護者などに対して子育てについての悩みに関する相談事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、要支援者、要介護者などに対して、介護保険法に基づく介護サービス事業、在宅福祉サービス事業などを行い、又子どもを持つ保護者などに対して子育てについての悩みに関する相談事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1042号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人なごみの家

(2) 代表者の氏名

篠木 珠枝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区東入部一丁目4番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、介護保険を中心にした高齢者の地域生活の維持と、障がい者や地域住民の生活支援に関する事業等を行い、地域福祉の向上と充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1043号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ

(2) 代表者の氏名

濱崎 和久

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区銀天町二丁目2番37号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助けたり、助けられたりやの互助精神に基づき、健康で安心して生活できる地域社会の実現と、愉しくて生きがいのある長寿社会構築のため、志を同じくする者が相集い、高齢者や障害者及び病気の人に対する家事援助、介護援助等の事業を通じ地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

平成18年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣

の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

- (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- (4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの又は2年以上菓子製造業に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
イ 公衆衛生学
ウ 食品学
エ 食品衛生学
オ 栄養学
カ 製菓理論
キ 製菓実技

ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成18年9月	午後1時から午後3時ま	衛生法規	福岡市博多区吉塚本町13番50

1日（金曜日）（ただし、台風の到来等により9月1日に試験の実施が困難となったときは、平成18年9月4日（月曜日）に試験日を変更する。）	で（ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時から午後2時30分までとする。）	公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室
---	--	--	-------------------------

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（㊦の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区生活支援課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所及び就業地を有する者は、福岡県保健福祉部生活衛生課（郵便番号812—8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。

- ㊦ 学校教育法第47条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書） 1部
- ㊧ 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部
- ㊨ 履歴書 1部
- ㊩ 戸籍抄本（出願前6月以内に発行されたもの） 1部

(オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部
イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。
郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、あて先及び郵便番号を記入し、90円切手をはった返信用封筒（長形3号、はがきが折らずに入る定形郵便のもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、平成18年7月10日（月曜日）から同月24日（月曜日）までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成18年7月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 台風の到来等により、平成18年9月1日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課から各受験者に電話により、試験日等の変更を連絡する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成18年10月6日（金曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県公報に登載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

公告

平成18年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成18年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成18年9月8日 (金曜日)	福岡市中央区赤坂1丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所
	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
	飯塚市仁保字高尾8-30	筑豊ハイツ	飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成18年10月1日 (日曜日)	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する20歳以上の者で、狩猟者講習の受講資格を有しないもの及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目		試 験 時 間
	課 題		
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令並びに猟具及び鳥獣に関する知識について		午前9時30分～午前11時
適性試験	視力、聴力及び運動能力について		午前11時～正午
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網・わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別		午後1時30分～午後5時

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成18年6月28日 (水曜日)	宗像市須恵348-2	宗像市中央公民館	福岡農林事務所
平成18年6月30日 (金曜日)	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎	福岡農林事務所
平成18年7月3日 (月曜日)	田川郡添田町大字添田517-1	添田町民会館	飯塚農林事務所
平成18年7月4日 (火曜日)	北九州市小倉南区大字木下670-1	東谷興農会館	八幡農林事務所
	朝倉市杷木久喜宮1685	サンライズ杷木	朝倉農林事務所
平成18年7月5日 (水曜日)	糟屋郡篠栗町大字尾仲47-1	クリエイト篠栗	福岡農林事務所
平成18年7月6日 (木曜日)	行橋市西宮市5-11-1	福岡みやこ農協本所	行橋農林事務所
平成18年7月7日 (金曜日)	飯塚市仁保字高尾8-30	筑豊ハイツ	飯塚農林事務所
	八女郡黒木町大字桑原212	黒木町開発センター	筑後農林事務所
平成18年7月11日 (火曜日)	直方市津田町7-20	直方市中央公民館	飯塚農林事務所
	柳川市大和町栄231	柳川市大和公民館	筑後農林事務所
平成18年7月13日 (木曜日)	うきは市吉井町983-1	うきは市村おこしセンター	朝倉農林事務所
	山門郡瀬高町大字下庄792-1	瀬高町中央公民館	筑後農林事務所
	築上郡築上町大字高塚758	椎田町中央公民館	行橋農林事務所
平成18年7月14日 (金曜日)	中間市蓮花寺3-1-1	中間市中央公民館	八幡農林事務所
平成18年7月19日 (水曜日)	北九州市小倉北区井堀5-1-3	北九州パレス	八幡農林事務所
	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎	福岡農林事務所
	大牟田市健老町461	大牟田市エコサンクセンター	筑後農林事務所

平成18年7月20日 (木曜日)	田川市平松町3-36	田川青少年文化ホール	飯塚農林事務所
	久留米市草野町吉木33	久留米市ふれあい農業公園	朝倉農林事務所
平成18年7月21日 (金曜日)	北九州市八幡西区則松3-7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
	三潞郡大木町大字八町牟田255-1	大木町就業改善センター	筑後農林事務所
平成18年7月25日 (火曜日)	嘉麻市上山田451-3	嘉麻市山田市民センター	飯塚農林事務所
	小郡市大板井1180-1	小郡市生涯学習センター	朝倉農林事務所
	八女郡立花町大字原島95-1	立花町町民センター	筑後農林事務所
平成18年7月26日 (水曜日)	北九州市門司区高田町1-20-1	門司体育館	八幡農林事務所
	糸島郡志摩町大字初30	志摩町役場	福岡農林事務所
平成18年7月27日 (木曜日)	広川町大字新代1804-1	広川町中央公民館	筑後農林事務所
平成18年7月28日 (金曜日)	北九州市八幡西区則松3-7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
平成18年8月1日 (火曜日)	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成18年8月3日 (木曜日)	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所
平成18年8月4日 (金曜日)	筑紫野市二日市南1-9-3	筑紫野市生涯学習センター	福岡農林事務所

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成15年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

(2) 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	午前9時30分～午前10時30分
鳥獣の判別	午前10時30分～午前11時30分
猟具の取扱い	午前11時30分～午後0時30分
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午後1時30分～午後5時

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この告示の日から試験又は講習実施日の10日前までに申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.6センチメートル横2.4センチメートルのもの）をはった受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ウに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（オ）に該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,300円（試験の一部を免除される者にとっては4,000円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,300円（試験の一部を免除され

る者にとっては4,000円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

エ 80円切手をはった返信用封筒（受験票又は受講票の送付を受けようとする者に限る。）

(2) 狩猟免許は、網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の3種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網・わな猟免許は、銃器以外の猟具を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

ウ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

6 注意事項

(1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時から同9時25分までの間に行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合

イ 受験中又は受講中無断で退席した場合

ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

(3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。

(4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を持参すること。

(5) その他詳細については、福岡県水産林務部緑化推進課保護係又は各農林事務所総務課に問い合わせること。

監査委員

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月24日

福岡県監査委員 福本 義雄
同 進谷 庸助
同 伊藤 龍峰
同 富田 徳二

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
兼松 久	福岡市中央区薬院二丁目3番18-406号
盈 辰博	佐賀県三養基郡基山町けやき台四丁目27番地3
百田 洋二	福岡市西区内浜一丁目6番5-1001号
堀 芳郎	福岡市早良区昭代三丁目4番32号
清水 剛	福岡市南区横手三丁目23番27号
諏訪原 功一郎	小郡市大崎853番地22
蔵淵 仁司	福岡市南区大橋一丁目10番14-501号
中野 ひとみ	福岡市博多区諸岡六丁目5番22号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成18年5月15日から平成19年3月31日まで

収用委員会

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成18年5月24日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「大牟田高田道路」及び「高田大和バイパス」新設工事・福岡県大牟田市岬町地内から同市健老町地内まで及び同市昭和開地内から同県三池郡高田町大字黒崎開字一番地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道、町道及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目		地積	
		公簿	現況	公簿	実測
福岡県三池郡高田町大字黒崎開字御手作	967番	田	原野	1,256平方メートル	1,256.52平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調査に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人伊藤常三郎（持分23分の1）の相続人（別表第1のとおり）

登記名義人伊藤初太郎（持分23分の1）の相続人（別表第2のとおり）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成18年5月12日

別表第1

登記名義人 氏名・住所	相続人		
	No.	氏名	住所
	1	坂口 克業	福岡県三池郡高田町大字下楠田1414番地
	2	坂口 貞臣	兵庫県尼崎市水堂町二丁目28番28号
	3	坂口 尚真	福岡県柳川市新外町8番地3
	4	吉本 フクミ	大阪府岸和田市小松里町599番地の9
	5	磯俣 隆恵	鹿児島県肝属郡肝付町南方19番地1
	6	太田 萬壽代	兵庫県西宮市津門大筒町12番41号

伊藤常三郎
 (持分23分の1)
 福岡県三池郡高田
 町大字黒崎開1377
 番地

7	禱 美穂	兵庫県尼崎市武庫之荘五丁目43番4号
8	伊藤 常博	福岡県三池郡高田町大字黒崎開1074番地
9	須崎 秋路	福岡県久留米市三潅町早津崎712番地12
10	長友 千津恵	福岡県北九州市八幡東区田代町20番1号(河内病院)
11	伊藤 フミエ	福岡県三池郡高田町大字黒崎開1128番地
12	西田 春美	福岡県三池郡高田町大字上楠田2391番地
13	伊藤 榮作	福岡県筑後市大字熊野1083番地4
14	伊藤 進吾	福岡県三池郡高田町大字黒崎開1128番地
15	奥薗 恵美子	福岡県大牟田市大字唐船1443番地3
16	川渕 壽代	神奈川県茅ヶ崎市赤羽根62番地9
17	伊藤 優司	京都府京都市南区上烏羽南唐戸町119番地5
18	銀屋 アサコ	鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原3601番地
19	中嶋 誠	福岡県大牟田市大字岬2751番地
20	脇田 美津代	鹿児島県いちき串木野市長崎町57番地
21	後藤 明美	大阪府八尾市恩智中町二丁目202番地
22	藤本 浩美	住所不明 ただし、住民票上の住所 千葉県市原市五井東三丁目47番地10

別表第 2

登記名義人	相 続 人		
氏名・住所	No.	氏 名	住 所
伊藤初太郎 (持分23分の1) 福岡県三池郡高田 町大字黒崎開1392 番地1	1	伊藤 マス子	福岡県三池郡高田町大字黒崎開1091番地
	2	伊藤 勉	福岡県三池郡高田町大字黒崎開1091番地
	3	森田 廣子	福岡県三池郡高田町大字原802番地
	4	伊藤 道明	住所不明 ただし、職権消除前の住民票上の住所 福岡県福岡市南区大橋三丁目21番14号